

青果物流通標準化検討会 開催要領

第 1 趣旨

我が国の物流をめぐる環境は、労働力不足の深刻化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会・経済環境の変化、AI・IoT等の最新技術の進展等、様々な変化が生じている。このような中、令和3年6月15日に閣議決定された新しい総合物流施策大綱においても、取り組むべき施策として「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）」が挙げられており、6月17日には個社や業界、官民の垣根を越え、長期的視点でその課題や推進方策を議論・検討する「官民物流標準化懇談会」が設置されたところである。

業種分野別の取組については、加工食品分野が先行して標準化に向けた課題・問題点、解決方策を整理し、サプライチェーン上の個社と各プレイヤーの枠を超えた全体最適の視点から「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」が令和2年3月に取りまとめられている。

このような現状を踏まえ、加工食品分野における物流標準化の取組を参考に、青果物流通においても標準化の取組を推進し、物流標準化の現状と今後の対応の方向性について関係者が集まり議論・検討する場を設けることを目的として、「青果物流通標準化検討会」（以下「検討会」という。）を開催するものである。

第 2 構成員及び運営

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

第 3 議事の公開

- (1) 検討会は原則として非公開とし、議事については要旨を作成し、各構成員の了解を得た上でこれを公開する。
- (2) 検討会で使用した資料については、原則として公開する。

第 4 事務局

検討会に係る事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課において処理する。